

令和 8 年度 第 1 回全国健康保険協会愛知支部評議会議事概要

日 時：令和 8 年 7 月 16 日(火) 13：30～15：30

場 所：全国健康保険協会愛知支部 第一会議室

出席者：加藤評議員、坂本評議員、竹田評議員、田中評議員、宮武評議員、山口評議員
(五十音順)

事務局：松下支部長、八木企画総務部長、田中業務部長、梶野企画総務グループ長
新屋保健グループ長、名波業務第一グループ長、柴山業務第二グループ長、
松岡レセプトグループ長、柴本企画総務グループ長補佐

1. 令和 7 年度 協会けんぽ決算（見込み）について

事務局より資料 1 に基づき説明。

<被保険者代表>

被保険者数が伸びているのは、健康保険組合から協会けんぽへ加入してきたという理解でよいのか。

(事務局)

健康保険組合からの編入もあるが、適用拡大により短時間労働者等が被扶養者や国保から協会被保険者として加入したことが主な要因と考えている。

<事業主代表>

全国の医療給付費予算と決算の増減に対して、愛知支部の医療給付費が全国より増えている要因はなにか。

(事務局)

医療給付費の実額が増える主な要素としては、加入者数の増と一人当たり医療費の増がある。

ご指摘の点に関しては適用拡大等によって愛知支部の加入者数が全国に比べて増加した影響が大きい。

2. 令和 7 年度 愛知支部事業実施結果報告について

事務局より資料 2 に基づき説明

<被保険者代表>

電子申請の推進について、電子申請の場合では審査にかかる処理が速いという理解であるが、自動審査率が高いと職員による審査にかかる手数が減り、事務の効率化になっているのか。

(事務局)

電子申請においては、申請者がデータを送信する前段階で軽微な入力誤りについて形式チェックがかかるため、軽微な誤りを除くことができ、自動審査率が高まる。

結果、職員の目を通して審査する申請が絞られるため、事務の効率化につながっている。

<事業主代表>

給付適正化を推進するために給付適正化会議の開催回数や、審査件数が増えているが、説明のあった隙間バイトや、働き方が変わったことによるもの等疑わしきものが増えているのか。

また会議での 43 件審査のうち、立入検査が 2 件ということは、残りは見解の相違、書類上の不備ということか。

(事務局)

審査の強化・厳格化を図るため、これまで必要に応じて随時開催していた給付適正化会議を定期的に行うこととしたことにより、開催回数及び審査件数が増えたものである。

また、立入検査 2 件以外については、被保険者や事業主から正しい届出の提出があったものを含め、聞き取りや参考資料・書類等により適正であると判断したものとなる。

<学識経験者代表>

保健グループの令和 8 年の KPI について、令和 7 年の KPI の数値よりも高く設定してあるが、どういった意図があり令和 8 年度 KPI を設定しているのかお尋ねしたい。

もう一点、レセプト内容点検業務において、研修・勉強会を能力向上のために実施しているとのことであるが、人が離職して新しい職員をまた一から育てると大変だと思うが、職員は定着しているのか、

(事務局)

保健グループの KPI については、国において第 4 期特定健康診査等実施計画期間における保険者別の目標値が定められており、協会けんぽについても国の目標値に基づき、令和 8 年度の KPI を設定しているところである。なお、当該目標値と実績とに乖離があることはご指摘のとおり。

レセプト点検員の定着率については、この数年で自己都合により退職されている方はいない。また、10 年以上勤めている点検員が長い方となる。

<学識経験者>

KPI について、以前はもっと乖離していたが徐々に現実的になってきた。長く評議員を務めていると感じているところだが、まだ高い。

3. 中期戦略プランについて

事務局より資料 3 に基づき説明

意見質問等なし

4. その他 都道府県単位保険料率の平準化措置の取扱いについて

事務局より資料 4 に基づき説明

<学識経験者代表>

そもそも平準化措置が導入された背景はなにか。

(事務局)

今年度に平準化措置が導入された背景としては、令和 8 年度は平均保険料率を 10.00%から 9.90%に引き下がったタイミングで、平均保険料率を引き下げてもなお都道府県単位保険料率が引き上がってしまう支部が 7 支部あったことから、国からの要請もあり当該 7 支部の都道府県単位保険料率を前年度と同一にするよう特例措置が講じられたものである。

<学識経験者>

説明を聞いても理解が難しい。もしこの条件に当てはまっても、支部の希望がなければ適用しないということか。

(事務局)

支部評議会において意見を聴取したうえで、適用の可否を判断することとなる。

<事業主代表>

令和 8 年度の特例措置については、何のために都道府県単位保険料率を採用しているのかということを考えると理解できないというか、納得し難い内容だと感じた。

平均保険料率が一律で 0.10%下がりますと言いたいところが、一部の支部で上がってしまう。そもそも保険料率が支部ごとで違うにもかかわらず、料率の上げ下げを統一しなければならないのか。保険料率が上がる支部にとっては気持ちいいものではないのは理解できるが、料率の上げ下げを統一化しようとするのは、毎年保険料をどうするか議論している中で、我々が議論していることに意味があるのかと思えてしまうような考え方だったと思ってしまう。

この措置が運用されないことを期待している。

特 記 事 項

- ・傍聴者なし
- ・次回評議会は令和 8 年 10 月開催予定